



2018年(平成30年)6月7日

各 位

会社名 株式会社 ティン
代表者名 代表取締役社長 市野 諒
(JASDAQ・コード番号 7217)
問合せ先 取締役(管理課担当) 那須 賢司
(TEL. 045 - 810 - 5511)

定款一部変更および補欠監査役選任に関するお知らせ

当社は、平成30年5月22日開催の当社取締役会において、下記のとおり「定款一部変更の件」および「補欠監査役1名選任の件」を、平成30年6月20日開催予定の当社第35回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款一部変更の件

(1) 変更の理由

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役に関する規定を新設して補欠監査役の選任決議の有効期間を定めるとともに、補欠監査役が監査役に就任した場合の任期を明確にするものであります。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

| 現行定款 | 変更案 |
|--|--|
| (選任方法) 第33条 (条文省略) 2. (条文省略) (新設) | (選任) 第33条 (現行どおり) 2. (現行どおり) 3. <u>当社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。その場合の選任決議は前項の規定を準用する。</u> 4. <u>前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u> |

| | |
|--|--|
| <p>(任期) 第 34 条 (条文省略) 2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> | <p>(任期) 第 34 条 (現行どおり) 2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。 <u>ただし、前条第 3 項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、当該補欠監査役としての選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を越えることができないものとする。</u></p> |
|--|--|

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 30 年 6 月 20 日 (水)
定款変更の効力発生日 平成 30 年 6 月 20 日 (水)

2. 補欠監査役 1 名選任の件

(1) 補欠監査役選任の理由

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠社外監査役 1 名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出にあたっては、監査役会の同意を得ております。

(2) 補欠監査役候補者

| ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日) | 略 歴 、 地 位 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況 |
|--|---|
| <p>くろき いちろう 黒木 一郎 (昭和 26 年 12 月 13 日生)</p> | <p>平成 9 年 3 月 神奈川県警察 警視 平成 19 年 3 月 神奈川県警察 警視正 平成 23 年 3 月 神奈川県警察本部 警視長 平成 24 年 3 月 神奈川県警察本部 退職 平成 29 年 3 月 けいゆう病院事務局長 退職 平成 30 年 3 月 けいゆう病院顧問 退職</p> <p style="text-align: right;">三本コーヒー株式会社 顧問</p> |

(注) 1. 補欠監査役候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。

2. 同氏は、補欠の社外監査役候補者であります。

3. 同氏が社外監査役に就任された場合には、同氏との間で会社法第 427 条第 1 項の規定に基づき、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。

なお、その契約内容の概要は次のとおりであります。

- ・社外監査役が、その任務を怠ったことにより損害賠償責任を負う場合は、会社法第 425 条第 1 項に定める最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
- ・上記の責任限定が認められるのは、当該社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。